

大切なお知らせです!

エルタックスを  
ご利用の皆様へ

紙の申告書※の

事前送付を"取りやめます"

## 事前送付の取りやめについて

これまで、松阪市では申告期限が近づいた法人に対し、申告書を郵送しておりました。

しかし、地方税電子申告システム:eLTAX(エルタックス)による電子申告の利用率向上、環境負荷の軽減および経費削減を進めるという観点から、当市におきまして、次の対象となる法人への申告書の事前送付を取りやめさせていただきます。



### 対象法人

- ▶ 令和7年9月30日以前に電子申告された法人  
※紙で申告されている法人には従前通り事前送付いたします。



### 取りやめ時期

- ✓確定申告 ▶ 令和7年10月発送分 (9月決算法人) ~
- ✓予定申告 ▶ 令和7年10月発送分 (3月決算法人) ~



### 変更点

- ▶ 電子申告された法人については、決算月の翌月の下旬に  
プレ申告データを電子送信します。

裏面へ続きます

## プレ申告データについて

プレ申告データは、申告を行う際の参考となるよう、地方公共団体から納税者へ送信される電子データです。前事業年度の申告内容等をもとに、納税者名、既納税額等の申告データの一部項目があらかじめ設定されている申告データとなります。

プレ申告データはエルタックスのメッセージボックスに届きますので、メッセージボックスの確認をよろしくお願いいたします（不明点等は、エルタックスヘルプデスク:0570-081459 まで）。

## 申告書・納付書等がダウンロードできます

申告書・納付書等の様式は松阪市ホームページに掲載しております。下記 URL または二次元コードからアクセスし、ぜひご活用ください。

### 松阪市 法人等の市民税に関する各種様式



#### ▶URL

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/12/houjin-youshiki.html>

#### ▶二次元コード



- ① 納付書
- ② 確定申告書（第 20 号様式）
- ③ 予定申告書（第 20 号の 3 様式）
- ④ ②及び③に係る記載の手引き
- ⑤ その他の法人等の市民税に係る各種様式

## エルタックスをご利用いただく際のメリット

- ▶全地方公共団体へ一括納付が可能となります。
- ▶申告書等の提出に関する事務負担が軽減します。
- ▶申告書控え等の保管、管理が効率化します。

※詳細につきましては、エルタックスのホームページ（下記 URL）をご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

## 事前送付が必要な場合

基本的に令和 7 年 9 月 30 日以前に電子申告を実施された法人につきましては、令和 7 年 9 月発送分以降、事前送付は実施いたしません。ただし、電子申告を取りやめる等、事前送付が必要な場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

## 問い合わせ先

- ▶松阪市役所 総務部 市民税課 市民税係
- ▶〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1
- ▶電話:0598-53-4029 ▶FAX : 0598-26-9114